指定管理鳥獣対策事業費

環境省

【令和８年度予算　　5,250百万円（200百万円）※　】
【令和７年度補正予算額　　4,863百万円　　】
※国際観光旅客税財源を含む

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（１）鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業
①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）
③緊急銃猟実施対応等実務者の育成（都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成）
④緊急銃猟実施対応等実務者の配置（都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用）
⑤危険鳥獣出没時の体制構築　（出没対応訓練等）

（２）ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業
①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等　②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
③効果的な捕獲の促進
④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

（３）クマ類総合対策事業
①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）　③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（補助率１／２、２／３、定額）
■交付対象　都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
■実施期間　平成26年度～

4. 事業イメージ

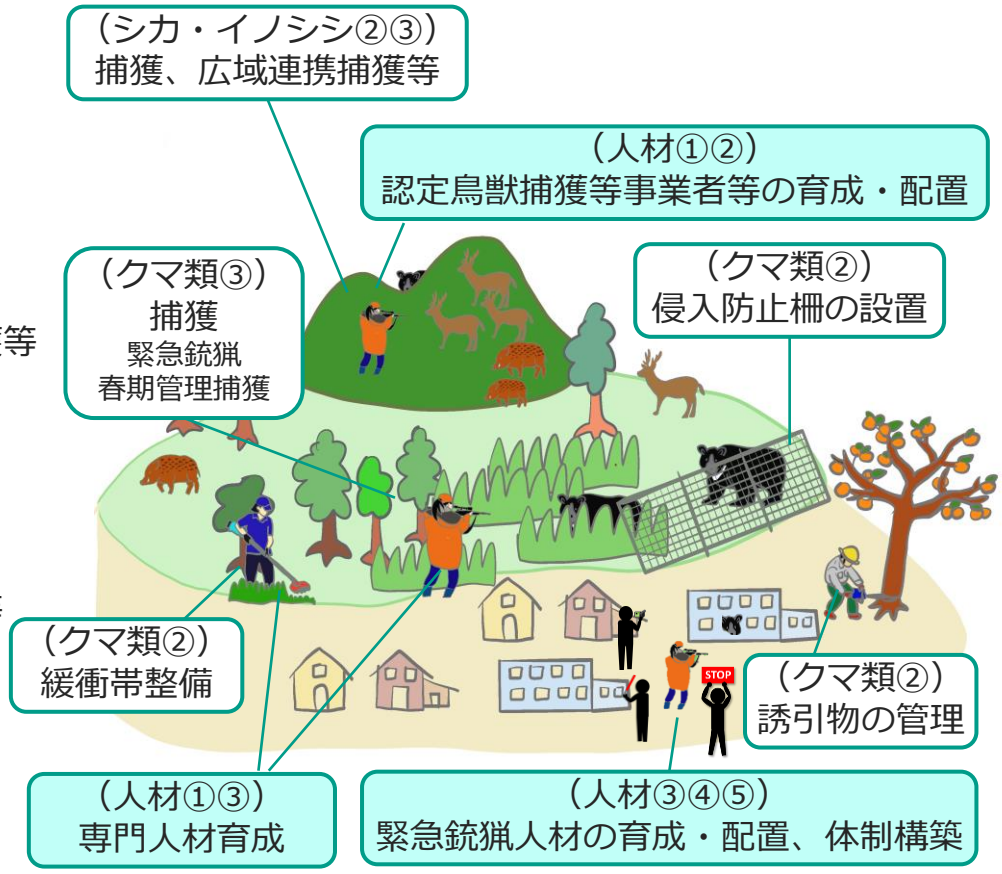

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室　電話：03-5521-8285

指定管理鳥獣対策事業交付金（専門人材育成等事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	対象経費の想定	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
① 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の認定を目指す法人、その法人の捕獲従事者及びそれらの者を指導する都道府県・市町村担当職員を対象とした安全管理、技能知識等に関する講習会や認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催、指定管理鳥獣の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上に向けた研修の実施に必要となる経費（会議費、旅費、諸謝金、消耗品等）	都道府県協議会	-	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣管理専門人材の配置	都道府県において、 ①鳥獣保護管理に関する取組について専門的な知識や経験を有し、 ②広域的な指定管理鳥獣の保護・管理を担う者（任期付き職員以外の常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費（賃金等） また、雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等）	都道府県	-	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内）
③ 緊急銃猟対応等実務者の育成	緊急銃猟等を実施するための射手の技術向上や都道府県・市町村における捕獲従事者等を育成するために必要な研修の実施に必要となる経費（会議費、旅費・謝金等）	都道府県	市町村	定額（2,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）
④ 緊急銃猟対応等実務者の配置	①狩猟免許を所持している又は所持する見込みがあるとして都道府県知事もしくは市町村長が認める者であり、 ②緊急銃猟をはじめとした捕獲等、鳥獣行政に従事する者（任期付き職員以外の常勤職員を除く）を雇用するために必要な人件費（賃金等） また、雇用する者が業務を行うために狩猟免許の取得や銃の購入を行う場合に係る経費（備品費等）	都道府県	市町村	定額（10,000千円を上限とする定額、定額を超える事業費分は1/2以内、定額を超える事業費分について都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）
⑤ 危険鳥獣出没時の体制構築事業	緊急銃猟による対応など市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練の実施に必要となる会議開催費用（会議費、旅費・謝金等）、出没対応マニュアルの作成費用（印刷製本費等）、緊急銃猟に必要なヘルメットやプロテクター等の購入費用（消耗品費等）、ドローンやセンサーカメラを活用した出没情報の収集・提供に係る費用（通信運搬費等）、相談窓口の設置 に必要な経費（雑役務費等）	都道府県	市町村	1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上）

指定管理鳥獣対策事業交付金（ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内　容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業	➢ 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施	都道府県協議会	-	➢ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1／2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	➢ 指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施 ➢ イノシシの緊急銃猟の実施	都道府県	市町村 ※イノシシの緊急銃猟の場合に限る	➢ 事業費の1／2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはＣＳＦウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭／㎢を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2／3以内 ➢ イノシシの緊急銃猟の実施に取り組む場合、事業費の１/2以内（市町村への間接補助を行う場合は国１／２以内、都道府県１／４以上、残りを市町村）
③ 効果的捕獲促進事業	＜都道府県の場合＞ ➢ 効果的な捕獲手法の技術開発等 ➢ 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 ➢ 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 ＜協議会の場合＞ ➢ 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 ➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県協議会	-	➢ 「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 ➢ ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 ➢ ただし、 協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 ➢ 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	➢ ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施	都道府県	-	➢ 事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1／2以内）
⑤ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	➢ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 ・狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等 ➢ 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 （※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）	都道府県	-	➢ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ・1頭９千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・１処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 ➢ 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・１頭８千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり９千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各１頭目から支払い） ・処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類総合対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内　容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	都道府県や協議会が実施する、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画や広域捕獲計画の策定等に必要となる生息数、生息密度、分布個体数推定及び将来予測等の生息状況や被害状況の調査に必要な経費（雑役務費等）	都道府県 協議会	-	定額（都道府県は5,000千円を上限とする定額、協議会は10,000千円を上限とする定額、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内、交付上限額は都道府県は12,500千円、協議会は15,000千円とする。ただし、北海道においては、生息・被害状況に著しい変化が生じ特定計画の改定が必要な場合等、やむを得ない事由により上記上限額を超えて事業費が特別にかかると認められる場合に限り事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円とする。）
②捕獲等事業	緊急銃猟や指定管理鳥獣捕獲等事業における射手への日当や手当、車両のリース費など捕獲した個体の搬出・処理経費、捕獲事業者への委託費（旅費、雑役務費等）、捕獲するための箱わな等の購入費用（備品費等）、捕獲に係る保険代（保険料）、銃弾、ガソリン等の捕獲に必要となる諸経費（消耗品費等）など	都道府県	市町村	1/2以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国1/2以内、都道府県1/4以上） 春期管理捕獲等の効果的な捕獲計画を有する都道府県、緊急銃猟の実施に係る経費にあっては2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）
③出没防止対策事業	市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去や緩衝帯の整備に必要な経費（雑役務費等）、侵入防止柵の設置やクマスプレー、クマ鈴、追い払い用花火等の購入費用（備品費、消耗品費等）、人の日常生活圏におけるパトロールに必要な日当や手当、クマの出没注意を呼びかけるための普及啓発に必要な経費（印刷製本費等）など	都道府県	市町村	2/3以内（都道府県から市町村へ間接交付する場合は国2/3以内、都道府県1/6以上）